

各施設長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

高齢者施設等における感染対策の徹底等について

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、今般の第 6 波においては、感染力が強く、基礎疾患のある高齢者等が高リスクとなるオミクロン株の特性により、高齢者施設や障害者施設（以下「高齢者施設等」という。）で多くのクラスターが発生するとともに、高齢者の死亡者数が増加しております。

このような状況の中、本県においては、高齢者施設等において感染が発生した際の感染制御や業務継続の支援体制の強化を図ることとしたところですが、各高齢者施設等におかれても、下記のとおり感染者発生時に備えた平時からの対応等に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 高齢者施設等において陽性者を覚知した場合の保健所への連絡について

陽性者が発生した場合については、医療機関等から保健所に対して発生届が提出されますが、発生届が提出されるまでに一定の時間を要するところから、高齢者施設等において入所者等や職員の陽性者を覚知した場合には、速やかに管轄の保健所に第一報を入れていただくようお願いいたします。報告を受けた後、可能な限り速やかに保健所又は保健所からの指示を受けた対策本部において、高齢者施設等における感染状況等を確認するとともに、感染防止対策の助言等の初動対応を行います。

2 施設における感染対策について

高齢者施設等における感染拡大を防ぐため、以下のマニュアル等に基づき、改めて、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ・ 介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省老健局）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>
- ・ 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（厚生労働省障害保健福祉部）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- ・ 令和 2 年 11 月 10 日付け通知栃木県保健福祉部健康増進課長通知「新型コロナウイルス感染者発生施設に対する対応（標準例）等の策定について」にある「施設の準備内容」、「基本情報シート」等（別添のとおり）

3 嘱託医等との連携について

陽性者が発生した場合、高齢者施設等の嘱託医等が陽性者への治療等にどの程度関与いただ

けるかについて、平時から確認しておいていただくようお願いいたします。

(確認事項例)

- 電話対応を含む入所者等の日常的な健康観察を継続いただけるか
- 施設内で新型コロナウイルス感染症に関する抗原定性検査(検査キット)又は委託等による各種検査を指示・実施し、確定診断をしていただけるか
- 陽性となった入所者等の健康観察を基に、客観的に入所者等の入院の必要性を判断いただけるか
- 電話診療等により入所者等の状態等を確認した上で、入所者等本人又は家族に説明・同意を得た上で、経口治療薬の投与(処方)を実施いただけるか
- 陽性となった入所者等への往診を実施いただけるか
- 往診を実施した上で、必要に応じて入所者等本人又は家族に説明・同意を得た上で、施設内での新型コロナウイルス感染症治療(中和抗体薬の投与や経口治療薬、ステロイドによる治療等)に関する指示・処方を実施いただけるか

栃木県新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局
TEL 028-623-2833
高齢対策課介護サービス班(介護事業者)
TEL 028-623-3149